

宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	修正案
<p>第1条～第15条 略</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第16条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 被保険者均等割 25,400円</p> <p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、アからウまでに定める額</p> <p>ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 17,500円</p> <p>イ 特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。) 8,750円</p> <p>ウ 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。) 13,125円</p>	<p>第1条～第15条 略</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第16条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 被保険者均等割 20,400円</p> <p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、アからウまでに定める額</p> <p>ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 12,500円</p> <p>イ 特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。) 6,250円</p> <p>ウ 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。) 9,375円</p>

宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	修正案
<p>2 略</p> <p>第16条の2～第16条の4 略 (基礎賦課限度額)</p> <p>第16条の5 第13条第1項又は第16条の2第1項の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第13条第1項の基礎賦課額と第16条の2第1項の基礎賦課額との合算額をいう。第19条及び第23条において同じ。)は、<u>610,000円</u>を超えることができない。</p> <p>第16条の5の2～第22条 略 (保険料の減額)</p> <p>第23条 次の各号に掲げる納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条第1項又は第16条の2第1項の基礎賦課額から当該各号に掲げる額を減額した額とする。</p> <p>(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第33</p>	<p>2 略</p> <p>第16条の2～第16条の4 略 (基礎賦課限度額)</p> <p>第16条の5 第13条第1項又は第16条の2第1項の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第13条第1項の基礎賦課額と第16条の2第1項の基礎賦課額との合算額をいう。第19条及び第23条において同じ。)は、<u>610,000円</u>を超えることができない。</p> <p>第16条の5の2～第22条 略 (保険料の減額)</p> <p>第23条 次の各号に掲げる納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条第1項又は第16条の2第1項の基礎賦課額から当該各号に掲げる額を減額した額とする。</p> <p>(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第33</p>

宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	修正案
<p>条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額を超えない当該世帯に係る保険料の納付義務者</p>	<p>条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額を超えない当該世帯に係る保険料の納付義務者</p>

宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	修正案
<p>ア 被保険者均等割 被保険者1人につき 17,780円</p> <p>イ 世帯別平等割 1世帯につき(ア)から(ウ)までに掲げる世帯の区分に応じ、(ア)から(ウ)までに定める額</p> <p>(ア) (イ)又は(ウ)に掲げる世帯以外の世帯 12,250円</p> <p>(イ) 特定世帯 6,125円</p> <p>(ウ) 特定継続世帯 9,187円</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に280,000円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 被保険者均等割 被保険者1人につき 12,700円</p> <p>イ 世帯別平等割 1世帯につき(ア)から(ウ)までに掲げる世帯の区分に応じ、(ア)から(ウ)までに定める額</p> <p>(ア) (イ)又は(ウ)に掲げる世帯以外の世帯 8,750円</p> <p>(イ) 特定世帯 4,375円</p> <p>(ウ) 特定継続世帯 6,562円</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2</p>	<p>ア 被保険者均等割 被保険者1人につき 14,280円</p> <p>イ 世帯別平等割 1世帯につき(ア)から(ウ)までに掲げる世帯の区分に応じ、(ア)から(ウ)までに定める額</p> <p>(ア) (イ)又は(ウ)に掲げる世帯以外の世帯 8,750円</p> <p>(イ) 特定世帯 4,375円</p> <p>(ウ) 特定継続世帯 6,562円</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に280,000円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 被保険者均等割 被保険者1人につき 10,200円</p> <p>イ 世帯別平等割 1世帯につき(ア)から(ウ)までに掲げる世帯の区分に応じ、(ア)から(ウ)までに定める額</p> <p>(ア) (イ)又は(ウ)に掲げる世帯以外の世帯 6,250円</p> <p>(イ) 特定世帯 3,125円</p> <p>(ウ) 特定継続世帯 4,687円</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2</p>

宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	修正案
<p>項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に<u>510,000円</u>を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 被保険者均等割 被保険者1人につき 5,080円</p> <p>イ 世帯別平等割 1世帯につき(ア)から(ウ)までに掲げる世帯の区分に応じ、(ア)から(ウ)までに定める額</p> <p>(ア) (イ)又は(ウ)に掲げる世帯以外の世帯 3,500円</p> <p>(イ) 特定世帯 1,750円</p> <p>(ウ) 特定継続世帯 2,625円</p> <p>2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条第1項又は第16条の2第1項」とあるのは「第16条の5の3第1項又は第16条の5の6第1項」と、「17,780円」とあるのは「6,370円」と、「12,250円」とあるのは「4,410円」と、「6,125円」とあるのは「2,205円」と、「9,187円」とあるのは「3,307円」と、「12,700円」とあるのは「4,550円」と、「8,750円」とあるのは「3,150円」と、「4,375円」とあるのは「1,575円」と、「6,562円」とあるのは「2,362円」と、「5,080円」とあるのは「1,820円」と、「3,500円」とあるのは「1,260円」と、「1,750円」とあるのは「630円」と、「2,</p>	<p>項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に<u>510,000円</u>を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 被保険者均等割 被保険者1人につき 4,080円</p> <p>イ 世帯別平等割 1世帯につき(ア)から(ウ)までに掲げる世帯の区分に応じ、(ア)から(ウ)までに定める額</p> <p>(ア) (イ)又は(ウ)に掲げる世帯以外の世帯 2,500円</p> <p>(イ) 特定世帯 1,250円</p> <p>(ウ) 特定継続世帯 1,875円</p> <p>2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条第1項又は第16条の2第1項」とあるのは「第16条の5の3第1項又は第16条の5の6第1項」と、「14,280円」とあるのは「6,370円」と、「8,750円」とあるのは「4,410円」と、「4,375円」とあるのは「2,205円」と、「6,562円」とあるのは「3,307円」と、「10,200円」とあるのは「4,550円」と、「6,250円」とあるのは「3,150円」と、「3,125円」とあるのは「1,575円」と、「4,687円」とあるのは「2,362円」と、「4,080円」とあるのは「1,820円」と、「2,500円」とあるのは「1,260円」と、「1,250円」とあるのは「630円」と、「1,</p>

宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	修正案
<p>625円」とあるのは「945円」と読み替えるものとする。</p> <p>3 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条第1項又は第16条の2第1項」とあるのは「第16条の7第1項」と、「17,780円」とあるのは「7,630円」と、「12,250円」とあるのは「3,850円」と、「12,700円」とあるのは「5,450円」と、「8,750円」とあるのは「2,750円」と、「5,080円」とあるのは「2,180円」と、「3,500円」とあるのは「1,100円」と読み替えるものとする。</p> <p>第23条の2～第32条 略</p>	<p>875円」とあるのは「945円」と読み替えるものとする。</p> <p>3 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条第1項又は第16条の2第1項」とあるのは「第16条の7第1項」と、「14,280円」とあるのは「7,630円」と、「8,750円」とあるのは「3,850円」と、「10,200円」とあるのは「5,450円」と、「6,250円」とあるのは「2,750円」と、「4,080円」とあるのは「2,180円」と、「2,500円」とあるのは「1,100円」と読み替えるものとする。</p> <p>第23条の2～第32条 略</p>

下線直線 改正案 (議案第20号) による変更部分

下線波線 改正案 (議案第20号) に対する修正案による変更部分